

【いしかわ旅行割キャンペーン事務局】御中

いしかわ旅行割キャンペーン 宿泊施設参画誓約事項

全ての項目をご確認の上、□にレ点にてチェックをお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染防止対策】

- 「石川県新型コロナ対策取組宣言」に取り組んでいます。
- 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。
- 感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表します。
- 宿泊時のチェックインまたは日帰り旅行の受付時において、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に本人確認を実施します。
- 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合は、週末も含め、宿泊施設または日帰り旅行行程上の近隣の医療機関や受診相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとります。
- 宿泊客の感染疑いの対応として、事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておきます。
- 従業員に感染者が出た場合や、旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行います。

【事業の実施全般】

- 県民向け県内旅行応援事業事務局へ報告した宿泊施設情報および、割引相当額の振込みに係る口座情報を、いしかわ旅行割キャンペーン事務局が共有することに同意します。
- 対象商品の販売に際しては、本事業の対象であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（割引後の価格）を明示し、その差額に対し、本事業による支援があることを消費者が明確に認知できるようにします。
- 本事業を積極的に広報します。
- 旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者全員の居住地確認を必ず行います。
- 旅行代金に応じて、対象となるすべての旅行者に、適切にクーポンを配布します。
- クーポン配布の実績（旅行者情報とクーポン番号）を、宿泊施設取扱マニュアルで定める頻度により、事務局へ報告します。
- 旅行の中止等により、クーポンの過大配布となった場合は、旅行者からクーポンの返還またはクーポン相当額の返金を求めます。
- 事務局からの連絡は基本的に電子メールであることを理解し、最低でも1日に1回はメールを確認します。
- 割引申請の内容に変更が生じた場合は、できるだけ速やかに報告します。
- 申込者等は役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいません。
- 公的な事業という観点から支援金を自己又は自社の利益とするような行為は行いません。
- 国、石川県が本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 割引事業者としての登録条件ならびに対象商品の販売やクーポンの配布に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じます。
- 宿泊事業者は、旅館業法及び住宅宿泊事業法に定める宿泊台帳等により旅行者の宿泊実績等を管理します。
- 本事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにします。
- 本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管します。
- 本事業の中止を含めて石川県が行った決定に対して、異議は一切申し立てません。
- この申込内容に虚偽があり、またはこの同意事項に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 当事業において知り得た個人情報については、本事業以外には使用しません。

私は、上記内容に同意し、社員スタッフにも周知徹底し、いしかわ旅行割キャンペーン事業に参画いたします。

令和 年 月 日

事業者名： _____

代表者 ： _____ 代表者印

※署名捺印の上、「参画申込フォーム」へアップロードしてください。